

つくば市防災倉庫利用ガイドライン

災害時や平常時において、つくば市防災倉庫を利用するためには、「つくば市防災倉庫利用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に同意していただくことが必要です。

つくば市防災倉庫の利用前に、ガイドラインを十分にお読みください。つくば市防災倉庫を利用された方は、ガイドラインに同意したものとみなします。何らかの理由により、ガイドラインに同意できない場合は、つくば市防災倉庫の利用ができません。

1 目的

つくば市防災倉庫(以下「防災倉庫」という。)は、災害時における避難者や被災者の発生に迅速に対応すること、また、平常時における地域住民をはじめとする防災活動等の共助に寄与することを目的として設置します。

ガイドラインは、防災倉庫を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

2 用語の定義

ガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりです。

防災倉庫

つくば市が整備した防災倉庫及びその中で管理する資機材等の備蓄品

所管課

防災倉庫を所管するつくば市市長公室危機管理課

資機材

防災倉庫内にある救助工具箱、救急箱等の緊急的に生命及び財産を守るために必要な備蓄品

その他物品

防災倉庫内にある飲食料、毛布等の消耗品及び資機材以外の備蓄品

3 災害時の利用について

防災倉庫は、原則、災害対策本部の指示により使用を開始します。災害対策本部の指示を待たずに防災倉庫を使用したい場合には、所管課、又は災害対策本部に確認し、了承を得てから使用することとします。飲食料は、賞味期限の日付が近いものから避難者に配布を開始します。

(所管課や災害策本部と連絡がとれない場合)

資機材

災害等が発生した際、生命及び財産を守るために緊急的に必要な場合に限り、使用できることとします。

その他物品

災害等が発生し、その他物品を調達するために防災倉庫の利用の他に手段がないときは、その他物品を使用できることとします。その場合も飲食料については賞味

期限の日付が近いものから消費します。

防災倉庫を使用した場合には、使用した資機材や物品やその他物品についての詳細（名称、賞味期限、消費個数等）を事後に速やかに様式第2号で所管課、又は災害対策本部に報告します。

4 平常時の利用について

（利用できる者）

平常時において防災倉庫を利用できる者は、原則としてつくば市内の区会、自治会、自主防災組織等の防災活動団体、又は防災倉庫が設置されている施設の関係者とし

ます。

（利用方法）

防災倉庫は、地域住民やつくば市立の学校が実施する防災訓練等の防災活動や授業等の際に利用できることとし、利用届出書（様式第1号）を所管課に提出して了承を得

ます。

平常時における防災倉庫の利用方法は、次のとおりです。

利用者は、所管課に防災倉庫の利用予定日を電話等で確認し、利用可能であれば、その利用予定日を予約する。

予約をした後、利用者から防災倉庫の利用届出書（様式第1号）を所管課に提出する。

利用者から利用報告書（様式第2号）を所管課に提出する。

（利用時間）

防災倉庫の利用時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとします。土日祝日に利用する場合は、所管課と協議の上、決定します。

5 鍵の管理

防災倉庫の鍵は、原則として所管課と防災倉庫が設置されている施設の管理者が管理しますが、学校防災会議等で利用者による鍵の管理が求められた場合には、所管課において鍵を引き渡します。その際、鍵管理者は鍵受領書（様式第3号）に必要な事項を記入し、押印します。なお、所管課から引き渡す鍵は原則2者までと

します。

また、鍵管理者が鍵を管理できなくなった場合は、速やかに所管課へ鍵を返却します。鍵管理者が変更になる場合は、再度、鍵受領書（様式第3号）を提出しなければなりません。

6 費用負担

防災倉庫の利用に伴い、資機材の燃料等を消費した場合、その燃料等の補充については、所管課が負担します。しかし、利用者の粗末な扱い等により故障及び破損

等が生じた場合は、利用者に費用負担を求めます。また、燃料等について、申請した使用予定量を超過して消費した場合は、利用者に費用負担を求める場合があります。

7 利用者の責任

利用者は、自己の判断と責任に基づき防災倉庫を利用するものとし、原則として、つくば市に対し、いかなる責任も負担させないものとします。

利用者は、防災倉庫を利用するために必要な利用環境を、自己の負担において準備するものとし、その際に必要な手続きは、利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

8 禁止事項

防災倉庫の利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

防災倉庫を防災以外の目的で使用すること。

利用者の名義を借りて、つくば市外在住・つくば市外在勤の者が利用すること。

防災倉庫を粗末に扱うこと。

防災倉庫に文字等を書き込むこと。

防災倉庫が設置してある小中学校及び義務教育学校の授業等に悪影響を及ぼす行為。

防災倉庫の鍵を、所管課以外の者が複製すること。

その他防災倉庫の運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為。

防災倉庫の利用に関し、前項に掲げる行為に該当すると認められる場合、又は該当すると疑うに足る相当な理由がある場合は、つくば市は、利用者への予告を行うことなく防災倉庫の利用停止及び制限等必要な措置を行うことができるものとします。

9 免責事項

つくば市は、防災倉庫の利用により発生した利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

つくば市は、防災倉庫利用の停止又は制限により発生した利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

10 ガイドラインの改正

つくば市は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、ガイドラインを改正することができるものとします。

つくば市は、ガイドラインの改正を行った場合は、遅滞なく市ホームページ等で公表するものとします。

利用者が防災倉庫の利用を予約した後でガイドラインの改正があった場合は、改正後のガイドラインに同意しなければ、利用できないものとします。

11 協議

ガイドラインに定めのない事項その他ガイドラインの事項に関し疑義が生じたときは、つくば市と利用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

12 適用

ガイドラインは、令和2年（2020年）8月21日から適用します。